

(一五八二)

四 (天正十年)六月 北条家より群馬郡祖母島・川島両村あて

禁制〔A〕

禁制

(祖母)
うは島・川島

右、軍勢甲乙人、於ニ当郷、らんぼうろうぜきかたくちようじせしめ おわんぬ「濫妨狼籍堅令ニ停止ニ畢、」百姓早々
可レ令ニ帰住ニ、きじゆうせしむべし もしいぼんのともがらにいたりては げんかにしよすべき若至レ于ニ「違犯之輩ニ者、可レ処ニ蔽科ニ」旨、おおせいだきる被ニ仰出
者也、仍如レ件
ものなり よつてくだんのごとし

(天正十年)

壬午

(虎朱印) 六月廿二日

あわのかみこれをつけたまわる
安房守 奉レ之